

第十三回 参議院外務委員会會議録第二十五号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日)午後四時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 有馬 英二君
理事 野田 俊作君
委員 曾根 益君
杉原 荒太君
伊能 伊能君
平林 太一君
伊達 源一郎君
中山 福藏君
岡田 宗司君
加藤 シヅエ君
大隈 信幸君
大山 郁夫君
兼岩 傳一君

政府委員

外務参事官(外務大臣官房審議室勤務) 三宅 喜二郎君
入国管理庁長官 鈴木 一君
入国管理庁審判調査部長 鈴木 政勝君
事務局側

常任委員 坂西 志保君
常任委員 久保田 賢一郎君
常任委員 會專門員

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○外国人登録法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(有馬英二君) 只今から外務委員会を開会いたします。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案を議題といたします。本件につきましては小委員会を設けまして、小委員会において御審議をお願いしたのであります。つきましては、これから小委員長の御報告をお願いいたします。

○中山福藏君 本日小委員会におきましては、約三時間半に亘りまして付託された議案について種々審議を重ねた上、次第であります。委員会におきましては、各委員より極めて周密極まる政府委員に対して質疑が行われ、同時に非公式に極めて懇話的な立場においていろいろ相談が行われまして、結局この法案を如何に取扱うかというところにつきまして、いろいろと協議いたしました結果、重点的に審議を進めたほうがよいであろうというので、結局會務委員から提出されました、何人もこれが大体この法案の重点だろという点、三点につきまして審議を重ねた上、次第であります。曾根氏のお出しになりました原案につきましては、時間がありせんから、ここに省略いたしますが、結局各委員からいろいろの意見が出まして只今読上げますような修正をしたら如何であらうかという点に落着いたのであります。今その大体の私どもの申合せた点を私が只今朗読いたしますから、お聞き願ひいたします。

思います。

その要点というのは大体二点に集約されております。第一の点は、出入国管理令附則の第二項の次に左の二つの項目を加えるという点と、第二の点は、二十四條の日韓会談というものができる、そのときと、それから平和條約発効のときとの時間の空白を生じた場合に強制送還をされるという点について、これはないかどうかという点について、大体の議論が尽されたのであります。が、この点につきましては、私が只今読上げる出入国管理令附則第二項の次に附加いたさんといたしておりますところの項目には入っていないのでありまして、全然これは私が只今読上げるうちには、こういう点についての議論は入っておりません。でありますから、附則についての各委員の意見を只今読み上げることいたします。

出入国管理令附則第二項の次に、次の二項を加える。

3日本国との平和條約の規定に基き、同條約の最初の効力発生の日において日本の國籍を離脱するもの、昭和二十年九月二日以前から同條約の最初の効力発生の日までの間に日本に在留するもの(昭和二十年九月三日から同條約の最初の効力発生の日まで日本に出生したその子を含む)は出入国管理令第十九條及び第二十二條の規定にかかわらず本邦に在留することができる。但し、将来別に法律が定めるところにより、そのものの在留資格及び在留期間を定めるものとする。

のとする。

4前項に規定するもの及び昭和二十一年九月二日以前から引続き外国人として本邦に在留するもので、そのものの國籍又は市民権の属する國の特別の事情のあるものについては第五十三條の規定にかかわらず本人の希望を徴して送還先を決定するものとする。

第二條第六項を削る。

これが挿入せんとする二つの項目であります。これにつきまして政府委員の意見が述べられております。

第三の附則につきましては、内容は何ら政府の原案と変わらないから政府の原案で差支えはない、こういう意見であります。第二の附則4につきましては、前記の規定を設けることは面白くない。それはどういふわけかという、日韓会談に反響があるから、どうも面白くないように思うという御意見であります。

それから第二十四條の点につきましては、取りまとして申上げる意見はないと申上げて差支えはないと思ひます。但し取りまとして申上げる意見がないというところは、意見が全然なかつたというのではなくて、種々雑多の重要な点について各項目に亘つての質疑応答が交されたのであります。従つてこの二十四條の点につきましては、十分政府委員と各委員との間に更に質疑応答を重ねて頂きまして、適当な処置を講じて頂きたいと、かように思つておる次第であります。

大変簡単で杜撰であります。小委員会の審議の経路並びにその結果を申上げたような次第であります。

○委員長(有馬英二君) 次に只今の御報告並びにその他につきまして御質疑をお願いいたします。

○杉原荒太君 この小委員会において、小委員の皆様が非常に御苦心になりました点につきましては、心から敬意を表するものであります。只今拝見しました小委員会における御意見について私疑問の点がありますので、その点を先ずお尋ねしたいと思ひます。

先ずこの附則3として掲げんとする案につきましては、本文のほうを見ますと、これは非常に重要な、前の政府側から提出されております第二條の第六項とは実体的に非常に違つた点があるのではないかと、いろいろ疑問を私持つものであります。先ほどの御報告によりますと、政府側では実質的には違わなというふうに見ておられるようでありまして、こゝに實質的に非常な大きな相違が出て来る結果になるのじやないかと私は思ひ、と申しますのは、この附則の本文によりますと、この第十九條及び第二十二條の2の規定にかかわらず本邦に在留することである。と、こゝにこゝに在留することができるといふことがきまつてしまふのであつて、これは何らそこに期間の制限もないわけでありまして、殆

んどこれは永住的になるという結果になる。但書のところは書いてあります

のは、ただそのものの在留資格と在留期間だけを将来別の法律で定めるといふことだけが規定してあるものであつて、その在留期間というものは、これは幾らでも更新できるのです。先ず本文のほうで本邦に在留することができるといふことがきまつてしまつてゐる以上、これでその本文のほうを動かすわけに行かん、それが第一点であります。それから第二に疑問の点は、この今の本文で「第十九條及び第二十二條の2の規定にかかわらず」として引用してありますこの規定の受け方が法文として非常におかしい、十九條及び二十二條の2を見ますというと、これは一定の在留資格を有することがなくして、こういう者は本邦に在留することができるといふふうになつておりますので、この「2の規定にかかわらず」といふときは在留資格、こういうふうな書き方では、私はこれは法文として体をなしていないような感じがするものであります。

それから第三には、附則としてこういうことを掲げているというのもおかしいのじやないか、こういう重要な実体規定を附則で掲げるといふようなことは非常に私は立法技術としてもおかしいことだと思ふ。この附則についてはそういうふうに私は思ふ。先ずそれだけ取りあえずお聞きしたい。

○委員長(有馬英二君) それについて答弁をお求めになりますか。

○杉原荒太君 説明して頂きたい。

○委員長(有馬英二君) 誰に説明を……

○杉原荒太君 どなたか委員長から一

つ適當に取計らつて頂きたい。

○中山福藏君 一言申し上げておきますが、これは修正案というのではなくて、各委員の意見をまとめて、大体このういふふうな方向にこの問題を持つて行つたらどうかという一種の意見でありますから、何とぞそういう気持で一つ御審議を賜われれば結構だと私は考えております。

○委員長(有馬英二君) ほかに御質疑はございませんか。

○平林太一君 政府委員にお尋ねをいたしたいのでありますが、只今委員長の報告に対して杉原君より御意見がありました。なお只今第二條第六項を改めて私は法文を熟読いたしましたして、只今委員長の御報告によりまして、各委員の意見を総合したというお話でありました。これを委員会におきまして、この意見を総合的な結論としてお出しなされるに当りましては、容易ならざる御深慮を払われたことと思ひますので、この点深く謝意を表するにやぶさかでないものであります。

そこで政府にお尋ねをいたしたいのでありますが、この意見が外務委員会採用せられまして、一応これが成文化するということになりますれば、第六項は一応削除せられて、新たにこういうものが別に挿入せられるのであります。その、そういうことに相成つた場合に、現在の案であります第六項のこの本質、或いはこれが第六項がそのままで運用せられる場合と比較いたしますと、この意見の結果がどういふうな影響を持つつか、いわゆる実質上には本質においてどういふ結果になるかというところを、政府の提案者といつたしま

たいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) 平林君に委員長から申し上げます。これは小委員長が御報告になりました通り、小委員会の結論ではないのであります。こ

う意見が出たということでありまして、それでありますから、そういうように御承知をお願いします。

○平林太一君 併し参考までに今私の申し上げたことに対する政府当局の見解を置きたい、かように存じます。慎重を期する意味において……

○政府委員(鈴木一君) 只今お話がございました附則に三項を入れて、第二條の六項を削るといふ点でござい

ますが、政府の見解をいたしましては重要な事項でございまして、やはりこれは第二條附則に規定すべきものでなしに、入るべきものであるものでありまして、特にこの内容から申しまして、我々としては法制的に見ますと、

「かん」をかけた結果が、第二條の六項といふような法文が出て参つたのでございまして、恐らくこの三項を更に法制的に「かん」をかけられま

すと、結局第二條の六項と同じものが出て来るのではないかと、従ひまして政府といたしましては、原案以外には案がないといふふうな感じでおるわけであり

○平林太一君 只今政府の意のあるところを承りましたので了承いたしましたわけでございますが、第六項は私はこの委員会の御意見、言換へますれば、修正的な御意見になるのでござい

ますが、むしろ私は小委員会といたしましては、非常な御努力を払われたことに對しましては、よくこれを肯き得られるのであります。そのいたしま

すといふと、第六項におきまして、すでに特別なる法律を日韓会談の……、無論これは日韓の親善の上におきまして、この会談が日韓兩國が排他的にな

るような結果に結論付けられるような会談でないことは予測されるのであります。理想的にも現実ににおきまして……でありますから、特にその特別法を設けて、只今委員会が御心配になつておられますことを根本

源の的にその際に処理せられるものである、こ

ういふふうには私は承知いたすのであります。その点はやはりこの原文はそのま

まにいたしまして、而も只今委員会の結論として、かような貴重な御意見が

でございましたことに対しては、当然會議録の最重要なる事項として會議録に掲載することを委員会におきまして

お願いいたします。これは小委員長報告になつておりますが、なおこれは殊更に重要な資料といたしまして、この原文を採択、取上げることにいたし

まして、そしてこの取扱ひをそのよ

うにいたしたい、又いたすべきであると私はかように考えるのであります。

そう申し上げますことは、先般来私の考えは一貫いたしております。いわゆる国内法ではありませんが、国外に對します

るいわゆる外国人登録及び外国人出入に對します管理規則でありますから、この点は我が國の議和の発効を控

えまして、これだけ程度くらいは何と言ひますか、我が國が極めて端的な露骨に申しますれば、これは武張つて

おるものと私は考えております。併しな

がら私は私から申しますれば、極めて謙虚なる態度でこれを申し上げ得るとこの

の氣持を表明いたすに当りま

しても、武張つておる。併しこの程度

の武張つておるといふことは、いわゆるこの

の獨立後我が國が発足をいたすに當りまして、

これだけは許容せられるべきものだと思ひます。私は國際的に

見ましても、若しそれ、これを余りにあれに過ぎ

ましてはいたしますと、やはり謙虚が過ぎまして、い

わゆる一つの屈從的なものになるというこ

とは豈それこれに關係する当事者のみにかかわり

ません。これはい

わゆる對外的な國際上におきまして、如何にもこの終戦以來の我々は情性に慣れまし

て、そして卑屈な、い

わゆる非常な

の何と言ひますか、い

わゆる謙に

申上げます通り、人

はみずからその

正しきを正しきとす

るところにいわ

ゆる他も又尊敬を

払ふのである、然

るに卑屈な、みず

から卑しめる考

えを起すとい

うと、おのずか

ら先方もこれを

卑めるといふこ

とは、豈それ國

際だけの問題で

ありません。個

人人間におきま

して、このことは

私は金科玉條と考

えて差支えないと思

うのであります。

い

わ

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

ん

におきましてこれを修正されて、そうしてこういうような具體的なことになりましては、非常にそういう点におきまして私はこれは大切に考えなければならぬと思つております。我々は今日これを審議いたしておりますことは、やまやまいたしまして、この狭い部屋で、ときには狭い部屋の環境に支配される場合もあります。この法律は八千万国民に對しますところの、共通いたしますところの、又直ちにそれが相接続いたしておりますところの問題であります。ことを思ひますれば、そういうふうに考へるべきであります。只今私が申し上げました通り、この小委員会の貴重な資料に對しましては、十分これを尊重して、又これに相違ない方向にこれを結論付けられるということにおきまして、これを會議録に十分にこれを取扱をいたすということにいたしまして、この原案はそのままこれをいたして、本日これが議決せられるようなことを私は希望してやまない次第であります。この点私の希望を申し上げまして、委員各位に對しまして私の所感をこれを申述べておく次第であります。

○會務委員 私は小委員会の業務に參加した一人といたしまして、これは杉原委員の御質問に對する答弁を申し上げる筋合じやないのですが、只今いわずに附則第三項という新たな案文ができました趣旨等は、私はこういうふうにか考へておるのだという点を、一応私の氣持を御説明申し上げようと思つて、大体昨日の岡崎國務大臣の説明を聞きまして、要するに朝鮮人、台灣

人の諸君が、これに對しては大体永住的な取扱を認めてやろう、こういう氣持であるというところは明確になつたと思つております。ただその場合に、勿論これはその当該地域の管轄の當局である大韓民國或いは中國の政府等との交渉をやつておる過程にありまうたに、法律の表面においては、差当りこれらの話合ひが附いて、新たに法律だけを取扱つて、いわゆる完全な資格ではないが、在在を認めて行こう、というまあ体裁になつておるわけですから。そこで私たちの氣持としては、それは一応わからなくてもないけれども、殊に對外交渉に關連することであることは十分にわかります。更に又對外交渉に當つては、これも昨日の委員會で議論が出たわけですが、岡崎國務大臣が一応朝鮮或いは台灣におつた日本人の問題に關連したような相互主義といふものを一応出す、この点も私としては當然であつて、決して日本におつた、もと／＼今までは日本人であつたこれらの諸君のためにのみ極めて、いわば譲るべからざるものを譲つたといふふうには言つてはならない、この点もわかります。併し一方において、現在の法文の書き方はこの協定ができて法律ができるまでの間の暫定的なことしか書いてない。そこに非常な不安があるし、而も政府當局の説明によれば、大体の腹としては相互主義の問題の成り行きにかかわらず、大体永住権を認めて行くのじやないかというやうな点が明らかになつたことが一つ。第二には、主として私自身としては今日の政府當局の説明で明らかにすることを得たのですけれども、現実に

おいては韓国との間の交渉の内容に關連するから、はつきりは言えないけれども、この日本側の腹としては、これらの人々には相當寛大な條件で、一般的のこの出入國管理令に規定してあるやうな厄介な條件でなくて、簡單な手続きで永住権を正式に認めてやろう、こういう氣持も持つていらつしやる、こういうことも明らかになつたのであります。私も正式に考へてそこに安心を与える、即ちこれに該當する人たちに對しては在留することができるといふことをはつきり言ひ切つたらどうだ。ただその場合に二つの問題がある。一つは、近く韓国及び台灣政府との間に交渉ができて、それによつて具體的な條件がきまるであらう、このこととあります。その点は記載していても差支えないのじやないか、だから在留といふことは事實上の權利としてこれは与へ切つて、條件と申しますが、俗に言へば條件であります。嚴格に言へば在留資格及び在留期間等は、この交渉によつて決定されるという趣旨のことを書いて差支えないのじやないか、そこで但書を加えたのではなからうかと思つてあります。

第二の点は、ただそれだけにいたしますと、法令の建前から言いますと、然らばこの法律が各法律ができるまでの間却つて當局の意に反した厄介な手續を要する結果になつてもいいけない。そこで「第十九條及び第二十二條の2の規定にかかわらず、要するに手續を要せずして一応在留が認められる、そういうことを書いていたならば該當する人たちに安心を与えるんじやないか、かような考慮から、こういう趣旨の一つの試みの案といふものができ

た、かように私は承知しているわけだ。従ひまして、その法律的な点については私は到底杉原委員にかなひませうから、よく御説明し得ないのであります。が、「第十九條及び第二十二條の2の規定にかかわらず」ということを書いた趣旨は、私は煩雜な手續を経過的にも要らないんだという趣旨で書いたんだらうと思ひます。それから一応資格を与えてしまふ、資格と言ひますが、その居住を認める、在留を認めるといふことを言ひ切つて、更に法律によつて定められた條件云々といふことが出て来ることのちよつと異様な点は、むしろ國際關係でまづいていないことと、現状において一応法律を出さなければならぬといふことのズレから來てゐるものだと思ひます。

最後にこれを附則第三項に設けるのがいゝか、或いは仮にこういうものをやるとすれば、大体原案のように第二條の六の修正で行つたほうがいいかといふ点は、一面から言つて杉原君の言われたように、重要な事項であるから附則でないほうがいいという御意見も勿論あると思ひますが、これは主として実は他意ないのであつて、この点は法制局の意見によりまして、六項は第二十二條の2といふことの例外規定なんだから、そこに在留を認めるというやうな杉原君の御指摘のやうな基本的な案が出て来るのはおかしいから、一応ほかのところに置こうと、ほかのところに置こうといふ場合には一応附則に置いたらどうかといふやうなことで附則に置いた、こういうやうな経過を辿つたように私は承知しているのだ。

以上意は尽しませんが、一応の趣旨の御説明に多少資するところがあれば幸いです。

○政府委員(鈴木一君) この際一言政府の氣持を申し上げまして御參考に供したいと思ひますが、只今御質疑がございました附則に三項を設けるといふ点でございまして、先ほどこれに對しまして政府の見解をいささか申し上げたのであります。政府といたしましては、前岡崎國務大臣からも懇々申しましたやうに、長く日本におられまして朝鮮、台灣の人たちに對しては特別な扱いをしておる、いきなり外国人になつていゝ／＼困ることがあるかも知れないが、それをできるだけ救済して、今まで長く日本に日本人として働いておられたといふことについて十分な考慮を払う、特にこういう管理令或いは登録法といふやうなものゝ処遇につきまして、無用の混亂を起させないやうにとにかく／＼も政府のつもりを岡崎大臣からもよくお話があつたと存じます。特に只今問題になつておりますやうな附則の三のやうな問題につきましても、いづれこの法案が成立いたしますれば、政府といたしましては十分なこの法案に對します説明なり、聲明なりいたしまして遺憾のないやうにいたすわけでございますが、特に從來から日本に長くどまつておりました朝鮮、台灣の人たちに對しては政府としても無用の混亂の起さないやうに、安心して在留できるといふことにつきまして、十分徹底した方法によりまして処置をいたしたいと、かように考へております。従ひまして衆議院、參議

院両国会におきましての長い審議によりまして、すでにそういう政府の態度が外部に反映しておるとは存じますが、一層そういう点はこの法案が成立いたしますれば、その機会に声明をしてはつきりいたさせるわけでありますので、只今御提案になっておりますような若し修正がなくなるとも十分その目的は達する。政府といたしましては、原案の通りに進めて行きたい、その際において政府としては十分な趣旨の徹底を図るということをおこの際特に申上げたいと存じます。

○曾根益君　今の政府委員の御発言に
関連して、私は先ほどの私の申し上げた
点で重要点を忘れておりましたから、

これもやはり委員会の空気として、小委員会の空気が大体私はいこう見ているということをお話申上げて置きたいと思えます。そこで法文としては不備な点はあるかも知れませんが、法文案は今私が説明したような趣旨から、お手許に配った案文になったのであります。

が、これと共に只今政府からの発言があつたように、これだけでは寔は相当不十分だということは法文上よくわかるのです。従つて今度出るであらうところの法律の趣旨が、ここは到底相手国との交渉の關係があつて、これが全貌を出して關係者に安心を与えることはできないといふこともよくわかるから、我々としては他の方法によつて法令に害くことなく、而もその骨子は非常に緩やかな寛大なものであつて、手続を簡略にしてやるんだという趣旨は適当な恰好で、例えば本会議場における政府の説明等によつて、或いは政府の声明によつて明らかにすることを期待し、それと一体になつて、法文とし

ては必ずしも非常によくできたものではないかも知れないが、法文もこの程度で多少は安心を与え、更に足りないところは、いずれは別の法律が出ればよいわかることだといふものの、その趣旨が寛大なものである、手続を簡易にするものであるといふことは、この法文と合せて説明、答弁或いはできれば声明等によつて補つて行つたならば、両相待つて我々の目的とするところが達成するんじゃないか、こういう意味で当然に政府からもつと今みたいな抽象的なことでなく、この点に關連しました具體的なものを出してもらふといふことは一体になつておつたといふことを補足して置きたいと思ひます。

○委員長(有馬英三君) 委員長から政府に質問をいたします。先ほど杉原君から、この修正意見の附則第三にしたたという、これについて政府の見解と違ふということについてまだ政府から弁明がないようでありますから、それについて弁明を求めます。

○政府委員(鈴木政勝君) 先ほど長官から第三項の修正案につきまして、政府としての見解を申述べたわけであります。なお杉原委員からいろいろと御意見がございました点等を総合いたしましたて、改めて政府として修正第三項につきまして意見を申し上げたいと思ひます。この第三項は杉原委員の御指摘のように、根本的に違ふというように杉原委員は解釈されておるようでございますが、政府の当局といたしましては、むしろ或るほど杉原委員の御解釈のように読めば或いはそういう疑ひも起きるような感じはする。併しながらむしろ実は私どもこれを読みまして、何と申しますか、小委員会ではいろいろ

御審議になつた経過とか、そういうものも私ども出席しておりまして、その間に御意見を申上げた等の経緯から申しまして、かなり何と申しますか、気がわかつた意味でこれを読みまする

と、原案とはそう違はない、ただ言葉の現わし方等が、いろいろこれを詠みますものが感じの点で、或いは杉原委員の言われるようなような感じを持つて読むことがあるということは私も感じますけれども、結論的には大体政府原案と同じような結果である。併しながらこの内容個々についていろ

いろと法制上から見ますと、いろいろと意見があるということは小委員会においても私政府の意見として申上げ

たところでございます。例えば十九條
というような字句を引用されておつた
というような点につきまして、法制上
は意見があるわけがありますが、そう
いったような細かい点を除きまして、
結論的には政府の原案と内容的には太
した違ひはない。そこで政府の意見と

しては、そういうことであるならば、何故国会が政府の原案と違つた修正案、内容的に、立法の趣旨が全然違つものならばいいけれども、内容的に少しも、というと語弊がありますが、大体において違わないようなものを何故に修正されるかという点について政府は納得いたしかねる、かような趣旨を根本的に政府としては意見がある次第でございます。そして又この修正案の書き方によりますれば、いろ／＼とこれを読む人が、何と申しますか、或る種のあいまいというような点も、この條文の書き現わし方から出ておるようにも思われますし、そういう点から申しまして、むしろ政府原案のほうが、

法文上からも、又根本の趣旨から言つても正しいのではないか、かように考へられるわけでございます。簡單でございしますが、御意見を申し上げます。

○委員長(有馬英二君) どなたか御發言はございませんか。

○衆事博一君 今日は土曜日の午後にもかわらず、法律案が非常に重要なので、我々は特に小委員会において長い時間をとらないように、非常に議事の進行を図つて討議いたしましたのであります。その御報告は先ほど小委員長から

らございましたが、小委員長は法律の専門家でありましたために却つて問題の本質がはつきりと我々に理解されなかつた。

つたように思うので、この点につきまずして私は簡単に問題の所在を明らかにし、そうして併せて政府の所信を質したいのであります。それは本日の小委員会には事柄が非常に重要であり、将來アジアにおける日本の発展、日本の建設に重要な関係があるというので、憶

重審議、十分にその委曲を尽そうというので催されたものであり、そこで論議の中心になりましたのは曾根委員の出した修正案、そうしてそれは三点ございまして、いずれも問題の本質に關係するところの重大な内容でありました。第一のものは、如何に平和條約を理由にしたと言いながら、人情もななく追返すというような感じではないけなないのでないか、且つこれが非常な社会不安を激化しておるのじやないかという点。それから第二は、この二十四條による強制送還の條項があまりにも常識を逸脱して苛酷なものになつておるのではないかという点。第三は、一休を送り還すというけれども、どこへ送

り還すのか。朝鮮は不幸にして二つに分れて現在流血の不幸にあるし、台湾、中国の關係又然り、然りとすれば一体どこへ送り還すのか、こういうことのために非常に人道に外れたような

不幸な状況が起るといふので、この第三点。これが論議されまして、第一と第三につきましては、小委員長の報告の通りほば、例えば杉原委員などの御見解によれば多少の問題がありまして、うとも、一応体をなした法律、技術的に見て体をなした修正案になつて出て、これが小委員長から御報告になつて

たのであります。そこで私は、一つは政府に質し、一つは委員長或いは小委員長に質したのでありますが、我々

は先ほど申しましたように、連日の審議で非常に疲れておる、そうして土曜日の午後までこうしてやつた、この小委員会の審議のその結論が、ただ一つの印刷物を得たというだけなのでしうようか。私の理解するところによれば、或るほどこの小委員会で決定権は

ない。無論本委員会において決定すべきであるが、併しこれだけのものが各会派の代表が出て、二については保留という、これはあとで言及しますが、一と三につきましては、不十分ながら一応法律技術的に見て或る線を得た。少くともこれは各会派に持帰つてこの問題に對して態度を決定するということに値いするところの私は一応の結論を得たものである、無論小委員会に決定権はない。併しながら單にここに、單にこういう書き物、プリントにして出したものを得たというような軽いものではないと思いますが、委員長或いは小委員長にその点についてお尋ねします。

○中山福藏君 私どもは小委員会にお
きまして、問題の重点を摘出したしま
して、先ずこれが法案全体を通じての
骨子だということに狙いを置いて審
議を進めて行こうということになりま
して、誰かがこの問題について持合せ
の案はないですかということになりま
して、結局曾根委員から私案があるとい
つてお出しになつて各委員がこれを
一応朗読しまして、これならば先ず
大体法律を一貫しているところの精髓
であるというのでお互いに審議を進
めて行つたのであります。而して得た
ものが結局お手許に配付しました記
録であります、私どもは決して浮
調子な気分でこれを書き上げたのでは
ございません。先ず大体この政府提出
の原案がこういう点において粗漏な感
じがあるのではないかと。そのような点
になりまして、再三反復してくだいほ
ど同じことを繰返して政府の御意見も
聞いたのであります、大体において
私どもの信ずるところによれば、これ
は私どもの小委員会におきまして、各
委員から申された意見をまとめて文章
にまとめて皆様方に提示をいたしまし
て、こういう点の一つ我々は審議をし
たのだから、小委員会の意のあるところ
を一応見て頂いて、そうして更にそ
れについての深い検討を煩わさなけれ
ばならん、こういうことになつたので
あります、単に小委員会において兎
戯に類したような行動をとつたとい
うようなことは絶対にございませんで
す。私に對する御質問というのは、結
局そういうようなことをお尋ねになつ
ているのだらうと思いますが、如何で
すか。

○衆議院一君　つまりあなたの御報告と、その後の取扱いの形を見ておりますと、我々あれだけの時間を尽し、あれだけ周到な考えでまとめたところの取扱い方について、ただこういう話が出たというのでは我々いささか心外であつて、これは相當に各会派の話し合いで委曲を尽したつもりであり、従つてこの取扱いについては相當に各会派とも慎重な態度をとるに値する問題であるというところをお尋ねしたのであります。そういう点は大体御了承願へたわけではありませんか。

○中山福藏君　私は委員長として各委員の申されたことを取りまとめ、皆様がたのお申出によつて取りまとめ、それを記録したつもりでいるわけでありまして、従つてそれが軽重の關係につけては、もう如何なる委員会でもこれは私どもは國民を代表して審議しているものでありますから、相當真剣に取扱ひをしたつもりであります。従つてこれは修正案ではないということを冒頭申し上げては申上げてゐるわけでありまして、私は修正案なら修正案の形をとつて御提出あるのが當然じやないかと実は委員長としては考へてゐるわけであります。

○衆議院一君　それはその通りであります。が、これはこれを承認するかしないかということは、本格的に修正案として出され、無論所定の手続を経て出されて問題になるのであります。し、或る会派はこれを承認しないでありましようし、或る会派はこれを承認するであります。併し小委員会の成果といふことはどういふことになるのでしやうか。

○中山福藏君　小委員会の成果と申し

ますとい、これは私個人の考え方であり、ますが、各委員の申された事項並びにそのうしろに控えておりますところの党の御意見というものが意見として現われたものと考えております。従つてそういう意見をまとめまして一応記録されたわけでありまして、その取扱ひにつきましては、各委員個人の意見ではない、その背後にありますところの政党の御意見を一応承わつて……で、この案を一応政党に持つて歸つてその意見をまとめた上でお互い、こつた態度を決しなければならぬとい、こつたふうに私申上げたと思えております。

○兼岩傳一君　それで大体私は了承いたします。そういう御慎重な態度は私は承認できると思います。ただ時間をお急ぎになつた点で第二の問題になりますが、当初これは一番問題になりましたが、遂に妥結に到達できなかつたところの第二の問題についての御報告を承へて、御省略になつたように思いますが、私は第二の問題として、私はこの法律案の最重要なものであるこの二十四條の強制送還について、曾根委員の提示された修正では到底この問題は解決できないのです。これは将来我が国の内政及び外交上に大きな暗影を残すであらうといふことを指摘して、更に私はオ、ワ、カ、ヨを適用しなければならぬとい、こつた二十、二十四條の二項も又これは適當でないといふうの意見を申述べ、それに関連して岡田委員その他から非常な御論議があつたといふこと、御報告はありませんでした。これは非常に遺憾なことでありまして、妥結には成るほど到達できなかったけれども

も、これはこの法案の審議における各党の態度及び将来の責任にとつて重要な問題であらうと考へますので、これにつきましても、私はやはり速記録の上で明らかにして置かなければならぬと思ひますが、時間もすでに経つておりますので、私は速記録に載つていないことを載せて置くという意味で、極く簡単に先ほど小委員会でお尋ねし、且つ政府委員の御答弁されたことを簡潔に私は速記の上に要す意味において質疑することをお許しを願ひたいと思ひますが、それはこういうことであります。この二十四條の強制送還をどういうふうに今まで実行しておられるか、及び今後どういうふうに行われるかを考へてあるかというところ、これの答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 只今の二十四條の今までの運用ということにつきましても、私は、特にこの管理令が昨年十一月一日から施行になつておりますけれども、朝鮮、台湾の人たちにはこの二十四條が適用になつておりませんので、二十四條によると強制送還ということでは現在までは行なつておらないのでございします。で、今後この原案がいよいよ成立いたしましたして、実行に入るといふことになりました場合に、政府としてはどういうような態度でこの二十四條を運用するか、この点につきましても、相當論議の対象になつておるといふことを十分承知いたしておりますので、政府といたしましては、非人道的な取扱をしないのであるという意味で特にこの運用方針というようなものにつきましても、我々の関係者以外にもこれを明らかにいたしたいと存じます。

例えば問題になつております二十四條の中で癩患者であるとか、精神病者であるとか、或いは貧困者というので公共の負担になつておるといふようなものは一応送還をすることができるといふことで送還の対象になつておりますが、こういう人たちに對しましては、特に社會の秩序を害するといふような惡質な人たちのみに限つて考える。そして各決定に當りましては、送還先の相手國の医療施設というやうなものも考へて、相手國と十分連絡の上に処置をする。又第四條のあとにほうにご置きますいふゆる行政上の判断で処置をいたしますやうな場合につきましては、特に公正且つ慎重を期することにいたしまして、末端での業務を扱つております入國審査官に對しましては、本庁の個別的又は包括的な指示に基いてやるやうにという訓令を發することといたしたいと存じます。くれぐれもこの二十四條の適用につきましては、人道上苛酷の結果を生ぜしめないやうにといふことを眼目にいたしましてこの二十四條を運用したいと参りたいと、かやうに考へ、又これを周知させるといふことを申上げておきます。

○兼岩傳一君 小委員会におきましては、もう少しあなたは具體的にこの問題を明らかにしておられると思うのです。それは今までは何法によつてどういふやうな送還方法を、密入国者その他の他に對する外国人登録令を運用して……、これは他の委員のかたの質疑でも、私の質疑でもありませんでしたけれども、それに対して今まではどういふ法律によつてどういふやうの件数をどういふやうにしてされたかといふことをこの際もう一遍繰返して頂きた

い。そうして速記に明らかにしておいて頂きたい。それから第二に、この法律が効果を発生して参りますと、あたは、過去のこれに關して犯した者には及ぼさないが、この法律が発生したその日からこれは効果を現わして来て云々と或いはこの出た法律によつて萎縮して、こういうことは一つも犯されなくなるであらうというような希望もありましたが、それはそれとして、どういうふうなこれが運用されて行くのかということとを、小委員会で御発表になつた程度でも結構ですが、その点明確にして頂きたい。それから第三に、やはりこれも小委員会であなたたち政府委員が明快にされた点ですが、送り還す場合には、これは朝鮮人を全部、平和條約並びにその他の法律關係から言つて大韓民國に所屬するものであるから、それへ送り還すべきであるという法律論、そういう点もやはり明確に一つして置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 先ほどの問題に補足いたしましたて、なお二、三点申上げたいと存じます。この管運令が十一月一日から施行されておりまして、朝鮮台灣の人には現在在適用されていません。然らば現在何の法規が適用されておるかと申しますと、これは今回の法律で廃止をお願いしております外国人登録令という古い法令によりまして、不法入国者は必ず送還するということと密入国者に対する強制送還ということを規定しております外国人登録令によつて強制送還が行われておるのでございます。その次の点といたしまして、二十四條の強制送還の規定がいつから動き出すかと申しますれば、それは平

和條約発効と同時にこれが動き出し、
して外国人に適用されるということに
なるのでございますが、この中に盛ら
れております内容についても、やはり
この管理令が動き出しましてから適用
を受けるという関係で、例えば何か犯
罪を犯したということで送還されると
いう規定がこの中にございますが、そ
の犯罪を犯しました時がいつである
か、それは申すまでもなく、この平和
條約発効後にそういう行為があつたと
いうことによつて、それに基いた刑事
手続が済み、そうして一年以上の刑に
処せられたと、そういう後に初めて送
還ということが行われて来るのでござ
います。この法律が効力を発生して
から起きた活動に対してこの規定が適
用されるということになるわけでござ
います。それからお送還の問題につ
きまして、更に明らかにするようにと
いう点でございますが、現在朝鮮の問
題につきましては、朝鮮の土地が平和
條約によりまして、平和條約の発効と
同時に、日本側としましては大韓民國
の独立というものが法的に確認される
わけでございますが、朝鮮におきます
唯一の政權は大韓民國であるのでござ
います。而して大韓民國におきまし
ては、大韓民國の国内法によりまし
て、朝鮮の人たちの国籍というものは
全部大韓民國の国民であるということ
に規定をいたされておるのでありまし
て、日本政府といたしましては、大韓
民國を唯一の政權としておる関係で、
我々の扱います朝鮮の人たちは大韓民
國の国民であるとして、大韓民國が又
自分の国民である以上は責任を持つて
引受けるといふことになっております
ので、大韓民國の人は大韓民國に送

選の問題が起きました場合には送還するといふことが手続上行われねばならない筋合になつて来るわけでございます。台灣につきましては、台灣の人なす。ちは、これは送還につきましては、台灣に送り還すといふことは、現在におきまして、現在の中國政府の承認を得て現在日本におられる人たちでありますので、この人たちが中國政府のある台灣に送り還されるということにつきます。ましては、實際上の問題は何ら起きないと思ひます。なお日本におりますいわゆる台灣以外の中國の人たちにつきましては、これはいろいろむづかしい点もございますが、実際に中國大陸と日本との交通がございません關係で、送り還す、韓國におけるがごとくに日本から船を仕立てて強制送還をするといふ途は今のところはないのでございます。

○兼岩傳一君　そこで私は小委員会におきましては、これは小委員長から報告がないので、私は速記録にとどめて明らかにしておきたいのであります。この曾根委員の提案しておられます、ハ、ニ、ホという忌むしい病氣であるとかいふ全く非人道的な條項による強制送還の問題も妥結するに至らなかつた。又私がそれに附加えたオ、ワ、力、ヨ、これらは労働者としてストライキに参加するとか、ビラを撒いたとかいふ理由で、これは強制送還されるのでありますし、ヨという條項に至りましては、外務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定するだけで……認定です、一外務大臣が認定しただけでその人が送り還される、つまり朝鮮人であれば、先ほどの理由で大韓民国へ送り還される、台灣

へ送り還されるということになつてしまふ。これはいま日韓の協定が進んでおるし、日台の協定も進んでおり、朝鮮の停戦の問題が進行しており、中国の中華人民共和國の承認という問題もこれは舞台裏では進んでおる、こういうふうな大きな変革の前夜にこのようにな乱暴な……、これが如何に乱暴であつたかといふことは、同僚伊藤修氏の連合委員会における質問に対して政府は全く答弁ができなかつたし、それからこれらの條項は破防法以上のものである。曾つて大橋君が問題にされた困令令そのものである。そして現在それを遙かに緩和した形の破防法でさえも、學術會議以下の日本の朝野を擧げて反対を受けておる。それらに二重、三重に輪をかけて乱暴な、かような輿制送還の條項をこの際參議院の法務委員会、特にこの小委員会において慎重審議するにおいては、これをせめて半年間、一年間だけでも、もう少しこれの発動を留保することによつて、アジアの政治經濟の推移を見、又内においては他民族に対する日本民族の周到な態度を示すといふことを私は提案したのであります、曾條委員の極めて明快なるハ、ニ、ホでさえもこれが妥結するに至らなかつた。いわんや私の問題といたしました点は、小委員会では遺憾ながら採用されて成文をなすに至らなかつたといふことだけを小委員長の報告に加えて私から報告して議事録にとどめておきたいのであります。以上であります。

○委員長(有馬英二君)　　ほかに御発言ございせんか。

○岡田宗司君　　私はちよつとこの問題とは離れますが、外国人の帰化の問題

について伺いたい。それは昭和二十年九月二日以前から引続き住んでおる、そうして特に日本人を配偶者としていふというより日本人を今度外国人になつた、或いは又従来から中国の国籍を持つて永い間住んでおつて日本人を配偶者としておるような人もたくさんおる。そういうふうな人々が日本に帰化をする、そうしてその人々が帰化をする場合にいろ／＼法律があるのでありますしやうが、そういう人々の日本の国籍への帰化については何か簡易な手続でこれから入つて来る外国人、まあ一般の外国人の帰化の手続よりも容易な方法で帰化ができるようにする、こういうことを政府は考えておられるか、そういうような手続規定の法律を持つておられるか、そこをお伺いしたいのです。

○政府委員(鈴木一君) 帰化の問題につきましては、所管は法務府の所管でございますが、我々の承知しておりますところでは、只今お話しのような、長いこと日本におられたということは帰化の條件としては非常に有利な條件になつておるわけでありまして、従いまして国籍法によつて帰化の手続が行われるわけでございまして、事実上日本に長く平穩におられたということは帰化をされる際の有利な條件であるということはお申上げられるわけでございます。

○杉原荒太君 小委員会の委員長から御報告がありました、この二つの事柄について、最初の問題につきましては、先ほど私自分の所見を申述べたのでありますが、第二点についての私の意見を申述べたいと思ひます。この送還先について、こういうふうな案をお

○曾根盛君 これも先ほどと同じこと
で、私は小委員会の案をここで守ると
かいう意味もないし、そういう意味じ
やないのです、ただ杉原委員の御発
言の中で、こういう趣旨には御賛成で
あるやに承わつたので非常に私も安心
したわけなんです、そこで五十三條
の二項で、例えばこういうふうに申上
げてよいと思いますが、要するに朝鮮
人の場合は全部韓国に送り還すことに
人道問題が起るのではないか。そこで
一応政府の御説明では韓国政府のほう

きるということになる。或いは確信を持てるものと思えます。そういう場合には確かに中国本土に仮に選せるようになったとすれば、非常に非人道であると言うグループの人は、第二項によつて本人の意思だけで選することは非常に都合がいいということになるかも知れませんが、これを要するに全部の場合を、総合いたしますと、政府のほうでは台湾人、朝鮮人の場合には、これが不可能とは考えていないようであります。従いまして五十三條の二項で行けば、我々の趣旨としてはむしろそのほうがいいと思いましたが、そうでないとなると、然らば本人の希望によつてのみきめるかということ、実はそういう案も出たのです。ところが本人の希望だけできめるということになると、今度は政府が大韓民国なり、台湾政府なり、或いは中共政府と將來なるかも知れませんが、交渉する場合に本人の希望だけできめられたんでは怪しからんという問題が起りません。やはり自分らとしては元中国人、元台湾人を含めて、朝鮮人に關する管轄權を持つてゐるのだから、本人の希望によつてきめると原則的に考えたのではかなわない、困るといふ非常にやはりそこにジレンマが起るのではないか、まあ我々としてそこまで考える必要はなかつたかも知れないが、立法府のものとしては……併しまあ政府の立場も我々も考えつつ、やはり国際問題だからやつて行く必要があるという、そういうことになりまして、非常に不徹底のきらいはあるけれども、第五十三條二項では多くのものは救われぬ。而も人道問題が起るといふ感覚の下に、そういう場合に本人の

意見を徴してきめるという程度にして、おけば人道問題も救われるし、又相手国に対する政府の交渉でも一様にも二様にも申訳は立つのではないか、こういうような氣持から法制的にああいう作文になつたように私は考へております。ちよつと御説明になりますか……。

○兼岩傳一君 私杉原委員の明快な御説明でよく了解しました。ところが杉原委員は五十三條の二項について非常に明快な御説明がありました、殊に我々の心配するのは第一項なんです。ところが第一項たるや「国籍又は市民権の属する国」というので、平和條約と大韓民國の国籍その他で高飛車に……。ところがすでに昨日ですが、問題を出されております。その問題を政府は飛び越えてどん／＼やつてしまふと、この第一項に対する救済規定をどうするかというのは曾孫委員の見解なので、併せてもう一遍あなたの明快な一法律制的な御意見を拝聴してみたいと思つてです。つまりこの第一項のそういう場合の何でもかんでも大韓民國へ送り込むのだという、こういう意思強固な方針に対して、小委員会で一応まゝとりましたこれによつてどの程度の救済の効果があるかという点を一つ承わつておきたいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) ちよつとお語りいたしますが、大体質疑が出尽したんじゃないかと思つております。只今お述べのようなことは、すべて御意見のように私は承わりますから、從つて討論に移りたいと存じます。如何でしようか。

○岡田宗司君 ちよつと議事進行について、これはちよつと速記をとめて下

さい。
○委員長(有馬英二君) ちよつと速記をとめて……。

午後五時五十九分速記中止

午後六時二十三分速記開始

○委員長(有馬英二君) 速記を始め……。熱心に御審議を頂きまして感謝いたしました。そこで大体皆さんの御質疑も終つたようでありますから、質問は今日で打ち切りまして、明後日の朝討論に入つて進めたいと思います。さよう御了承願ひたいと思います。

○杉原荒太君 私の質問に対する政府側の答弁が残つておりますから、それの一つその前にして置いて頂きたい。

○政府委員(三宅喜二郎君) 昨日の杉原さんの御質問……、今日の第二点です。

○杉原荒太君 昨日のです。

○政府委員(三宅喜二郎君) 昨日です。

○杉原荒太君 今日答弁する約束だつたのです。

○政府委員(三宅喜二郎君) 昨日の杉原委員の御質問の点は、日米通商條約において、日本における外国人の経済活動について最惠國待遇を与えるのか、内国民待遇を与えるのか、どういう方針で臨むのかという御質問であつたと思います。その点につきまして、その交渉に當つております關係官に私確かめたのでございますが、この問題は非常に交渉中の事項に関して機微である。どの活動については内国民待遇、どの活動については最惠國待遇というやうな非常な機微な問題を含んでおりますので、現在ではお答えすることは困難である。併しただ一點は

つきり申上げられることは、飽くまで相互主義に則つてやつておる、これだけのことは申上げてよろしいということでごさいますから、そういう点だけをここに明らかにしてお答えをいたしたいと思ひます。

それから入国管理令の第四條との関係かと思ひますが、それは、それは私が昨日答弁した通りであるという意見でございませう。

○政府委員(鈴木政勝君) ボツダム政令関係の外務省閣議命令の措置に関する法律案の第二條の六項に、「日本の国籍を離脱する者で、とて、離脱する」という法令上の字句と申しますか、表現が、国籍法にいうところの離脱と混同しやうい、いわゆる国籍法に言う離脱というのは、自己の意思に基いてするやうな場合に「離脱する」という表現をしておる。そこでこの第六項の場合は、むしろそういうことではなくして、国籍を失う、喪失すると書くほうが適當であると、かような御意見のようになつたのであります。この点につきましても、昨日さういふ御意見がありまして、法制意見局ともいふ／＼打合せて参つたのであります。が、誠に御意見の通り「離脱する」と書いてございませう、この意味は勿論、これは失う、喪失するという意味でございませう。併しながら御指摘のやうに、国籍法との関係上、「離脱する」といふ言葉が不當ではないかと、こゝう御意見でございませう、この点はこれは国籍法との関連なしにこれは使つたものであつて、必ずしも国籍法に規定しておる通り書く、それほどの必要もなからう、新らしくこれを書くとなれば、国籍を失うと書くほうがべ

ターであるということ十分承知するけれども、御指摘のやうに、離脱と書いてらう／＼混同が起るというやうなことはない、その意味でこれは離脱とあるけれども、国籍法に言う離脱ではなくて、この場合失うという意味であるから、この点御了承を願ひたいと、かゝりにお答え申上げます。

○伊藤能登君 先ほど會務君から御発言がありまして、二十八日に講和が発効するといふ特殊な事情によりまして、月曜日の討論におきましては、理事會とお諮り頂きます、討論時間等の御按配を願ひたいという希望を申述べておきます。

○衆議院一君 私は先ほどちよつと懇談会に申上げましたが、私も一時間かかるところを数分に縮めて、ちよつと質問だけして頂きたいと思ひます。それで打ち切りに賛成いたします。一つは、この密入国嫌疑で大体五百名ほど強制送還されておる、密入国嫌疑で捕まれた後釈放された人の証言によりまして、現に大村の収容所におるものの中で、約半分が戦前から日本に在住してゐた人たちであるといふやうなことを聞いておりますが、これに對してちよつと政府の御回答を頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 現在密入国で大村におります人数は百名足らずだと思ひます。これは入国管理庁が一昨年の十月できまして以来、密入国者を探りまして、それを送還いたしてあります。現在まで三千五百名くらゐの程度でございませう。全部を送りました数が……それからその中から日本にいた人たちが半数あるの

はないかというお話がございましたが、これは曾つて日本におつて、そして戦時疎開で朝鮮に歸つたといふやうな者が、何らか日本に親戚とか、さういふものがあるものでさういふものを訪ねて密入国して来たといふケースが相当ございませう、大体今申上げましたやうなものが大半でございませう。

○衆議院一君 三千五百名ほど密入国嫌疑で逮捕されたのか、送り還されたのが三千五百名か。

○政府委員(鈴木一君) 送り還しました数字でございませう。

○衆議院一君 逮捕はどのくらいですか。

○政府委員(鈴木一君) 逮捕は、これはお手許に資料が差上げてあると思ひますが、さう大して違つておりません。

○衆議院一君 もう一つお尋ねしておきたいと思ひます。昨年の六月二十二日、警視庁の軍事法廷で、檢事から韓国の某高官の要請によつて、金宝聖といふ人の起訴を却下されたといふことがあつて、裁判長がそれを認めて即時釈放されました。ところが釈放と同時に警視庁では密入国の疑いとして再び逮捕の形をとつて逮捕し、昨年の十月三十日に出入国管理庁の決定であるとして本国送還になつておりますが、この金宝聖といふ人は戦前から日本に住んでゐた人なんでしょう、お尋ねしたいのは、昨年の十月三十日に出入国管理庁の決定として本国に送還をなさつております事実について御答弁願ひたいと思ひます。わかつておりますか。

○政府委員(鈴木一君) そゝういふ人を送り還しましたのは事実でございませうが、何日であるかといふことは今わかりませんが、送り還されたのは事実です。

○衆議院一君 事実ですか。

○政府委員(鈴木一君) それは事実でございませう。

○衆議院一君 事実……その金宝聖君を十月三十日に送り還されましたのは、密入国の疑いとおつしやいますけれども、これは戦前からさうと住んでゐた人ですが、密入国の疑いありとして再逮捕の形をどうしてとられたか。又釈放のときには大韓民国の某高官の要請によつて起訴を却下されたといふことと、警視庁の門を出し、その門を出ると同時に逮捕されたといふことは、こゝういふことは事実として承認されますか。

○政府委員(鈴木一君) その詳しい点は今存じておりません。

○衆議院一君 それでは私の質問したところを明後日の討論の前に回答して頂きたいと思ひます。今できなければ……お尋ねした点はわかりましたか。

○委員長(有馬英二君) よろしいそうです。

○衆議院一君 ではこれで終ります。

○委員長(有馬英二君) ちよつとお諮りいたしますが、今朝の公報で、日本國との平和條約第十五條に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めの件といふのが議題として載せてあるものであります。只今から、これは極めて簡單で、西村條約局長が待機しておりますが、甚だ簡單でありますから、時間が十分遅れていきますから……よろしくございませう。御異議ございませうか。

○會務君 ちよつと委員長。それは

○委員長(有馬英二君) いや衆議院が今日上つたのです。

○會務君 今日上つておるのですか。

○委員長(有馬英二君) それで今から若しできれば條約局長から説明を聞いて、さうして明後日これについて質疑応答をして頂きます、採決をして頂くかと考えております。

○會務君 説明はもう聞いたのですか。

○委員長(有馬英二君) 失礼いたしました。説明はこの前聞いたのです。

○會務君 どうですか。説明は聞いたのですから、質疑等については、今日はもう朝から晩までやつてゐるのですから、勘弁してもらえないですかね。

○委員長(有馬英二君) 明後日にいたしましうか。

○委員長(有馬英二君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(有馬英二君) それではさういふことにいたします。それでは本日はこれを以て散會いたします。

午後六時三十六分散會

外務委員会第二十三号正誤			
頁	誤	正	
二二四	外務事務官	外務参事官	
五二四	としての異常	として以上	